

令和8年度 大型トラック車輪脱落事故防止資材導入助成金受付開始

一般社団法人 鳥取県トラック協会

1. 申請受付期間

令和8年6月1日～令和8年6月30日

上記受付期間末で予算に余裕がある場合のみ、7月以降も受付します。(先着順)

***申請は、必ず導入を決定されている場合のみ提出して下さい。**

2. 申請対象者

- (1) 鳥ト協の会員事業者が、令和8年4月1日から令和9年2月22日の間に、**新品装置**を**現金**または**割賦販売**で購入した費用(除く消費税)に対し助成を行う。

3. 対象装置

助成の対象となる車輪脱落事故防止対策装置等(以下「装置」という。)は、下記に掲げる装置で、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

- (1) 車輪脱落事故防止機器
- (2) 点検ハンマー
- (3) 大型用(「600N・m」以上の締め付け能力を有する)トルクレンチ(自立型トルクレンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む。)

4. 助成金額

装置ごとの助成金の交付額は、下記のとおりとする。

1. 車輪脱落事故防止機器・点検ハンマーの交付額は、対象装置ごとに**取得価格の1/2**とする。

ただし、取得価格の1/2に小数点以下の値が生じた場合、小数点以下は切捨てとする。

2. 大型用トルクレンチの交付額は、**取得価格の1/2で限度額は30,000円**とする。

ただし、車両総重量8t以上の事業用トラックを管理する事業所に対しては、1事業所に1台を上限に、全ト協助成金、取得価格の1/2(上限3万円)を加算する。

この場合、全ト協・鳥ト協からの補助総額が取得価格を上回らないよう調整をする。

また、国から補助金が交付されている場合は、助成金は交付しない。

5. 予算枠 鳥ト協 30万円

6. 申請時提出書類

- ①大型トラック車輪脱落事故防止資材導入助成金交付申請書(様式1)
- ②導入する装置(メーカー名・型式・数量・金額(除く消費税)等が記載された見積書(写))
- ③大型用トルクレンチにおいては、締め付け能力が記載された書類(カタログ等)

7. 交付決定

大型トラック車輪脱落事故防止資材導入助成金交付決定通知書をFAXで送付する

8. 実績報告期限 **導入・支払完了後、2か月以内**

最終報告期限：令和9年2月22日(月)

提出書類

- ① 大型トラック車輪脱落事故防止資材導入助成事業実績報告書(様式3)
- ② 請求書(写)…装置のメーカー名・型式・数量・金額(除く消費税)の記載があるもの
- ③ 領収書等(写)…請求書と同額なもの
- ④ 割賦販売契約書(写)
- ⑤ 車両総重量8トン以上の車両の自動車検査証記録事項(写)(1台分)

9. 申請をされる方は、交付要綱・申請書類・報告書類等については、鳥ト協ホームページからダウンロードをお願いいたします。

URL：<https://www.torakyo-tottori.or.jp/member/josei.html>

お問合せ先 (一社)鳥取県トラック協会 担当 宮本 TEL 0857-22-2694